

平成30年度第2回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会次第

日 時 平成31年 1月22日(火)
午後1時30分から
場 所 中央公民館 1階講堂

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 題

- (1) 会長及び副会長の互選について（公開）
- (2) 「介護予防10年の計」の実施状況について（公開）
- (3) 低所得者の第1号保険料軽減強化について（報告）（公開）
- (4) 介護保険事業計画に記載した「自立支援、介護予防又は重度化防止に関する取組と目標」の報告について（公開）
- (5) 指定介護予防支援業務の委託について（公開）
- (6) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止について（報告）（公開）
- (7) 地域密着型サービス等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）事業所の指定について（非公開）
- (8) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について（報告）（非公開）
- (9) その他

4 閉 会

会長及び副会長の互選について

野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例第5条第1項及び第2項に基づき、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会会長及び副会長を各1名互選するものです。

「介護予防 10 年の計」の実施状況について

平成 30 年度第 1 回野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画で報告しました『議題 2「介護予防 10 年の計」の実施状況について』を次のとおり変更します。

(4) 市民ボランティア

新たなシルバーリハビリ体操指導士、野田市介護予防サポートボランティアの会の介護予防サポーター、オリジナル体操作成委員（えだまめ体操作成委員）、ボランティアポイント制度の介護支援ボランティアに加えて、のだまめ学校ボランティアを新設し、のだまめ学校の参加者に呼びかけました。

◎ボランティア養成状況（表 7）

ボランティア名	ボランティア数
シルバーリハビリ体操初級指導士	83 人
介護予防サポーター (オリジナル体操普及啓発含む)	68 人
<u>オリジナル体操作成委員（えだまめ体操作成委員）</u>	<u>4 人</u>
介護支援ボランティア	241 人
のだまめ学校ボランティア	73 人

低所得者の第 1 号保険料軽減強化について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、消費税引上げに伴う低所得者の保険料軽減強化を行う仕組みを設け、平成 27 年 4 月から一部実施をしているところです。

さらに、国は、平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引上げに合わせて、31 年度政府予算案及び介護保険法施行令（政令）が改正される予定であると県から情報提供がありましたので、報告するものです。

情報では、介護保険料の賦課が年度単位であることを踏まえて設定する必要があるため、平成 31 年度の保険料軽減強化については、平成 31 年 10 月以降の消費税率引上げによる財源の手当であることを反映し、平成 32 年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に形式的に設定し、平成 32 年度の保険料軽減強化については、平成 31 年度の政令改正をもって改めて実施するとしています。

なお、軽減分の財源は、国が 2 分の 1、県と市が 4 分の 1 ずつの負担となるため、第 7 期計画期間における介護保険料に影響はありません。

◆介護保険法施行令（政令平成 31 年 3 月改定案）

第 38 条（保険料の算定に関する基準）

- 10 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者の保険料の減額賦課についての法第 146 条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から 10 分の 1.25 を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする
- 11 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者の保険料の減額賦課についての法第 146 条に規定する政令で定める基準について準用する。
- 12 第 10 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者の保険料の減額賦課についての法第 146 条に規定する政令で定める基準について準用する。この場合において、第 10 項中「10 分の 1.25」とあるのは、「10 分の 0.25」と読み替えるものとする。

●介護保険法施行令第 38 条第 1 項各号に定める標準割合の場合

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
平成 30 年 4 月～	0.45 [※]	0.75	0.75
平成 31 年 4 月～	0.375	0.625	0.725
平成 32 年 4 月～	0.3	0.5	0.7

※ 第 1 段階は、平成 27 年 4 月から一部実施し、割合を 0.5 から 0.45 に軽減している。

●第7期介護保険料

(単位：円)

	対象	負担割合	算定月額	年額	実月額 (参考)
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の者又は生活保護受給者 本人及び世帯全員が市民税非課税で「課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」が80万円以下の者	0.50	2,595	31,100	2,592
		(0.45)	(2,336)	(28,000)	(2,334)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で「課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」が80万円を超えて120万円以下の者	0.60	3,114	37,400	3,117
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で「課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」が120万円を超える者	0.70	3,633	43,600	3,634
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる者で「課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」が80万円以下の者	0.88	4,567	54,800	4,567
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる者で「課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」が80万円を超える者	基準額 1.00	5,190	62,300	5,192
第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円未満の者	1.10	5,709	68,500	5,709
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上160万円未満の者	1.20	6,228	74,700	6,225
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が160万円以上200万円未満の者	1.30	6,747	81,000	6,750
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	1.50	7,785	93,400	7,784
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	1.70	8,823	105,900	8,825
第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	1.80	9,342	112,100	9,342
第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	1.90	9,861	118,300	9,859
第13段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が600万円以上700万円未満の者	2.00	10,380	124,600	10,384
第14段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が700万円以上800万円未満の者	2.10	10,899	130,800	10,900
第15段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が800万円以上900万円未満の者	2.20	11,418	137,000	11,417
第16段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の者	2.30	11,937	143,200	11,934
第17段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	2.40	12,456	149,500	12,459
第18段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,500万円以上の者	2.50	12,975	155,700	12,975

※ () は、消費税引上げに伴う保険料軽減強化後の負担割合及び負担額です。

※ 網掛けは、今回軽減対象段階です。

介護保険事業計画に記載した「自立支援、介護予防又は重度化防止に関する取組と目標」の報告について（中間報告）

介護保険法第117条第8項の規定に基づき、当市における被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標・達成状況の自己評価方法について、次のとおり、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会及び千葉県に報告するものです。

1 現状と課題

平成29年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」から、日常生活における健康不安がある中、身体機能の維持のために運動を全くしていない方が多い結果が得られており、介護予防事業の重要性が高いと考えています。

そのため、一般介護予防事業として実施している「介護予防10年の計」の中から、中心的な事業である「シルバーリハビリ体操」と「のだまめ学校」について、その取組及び目標の自己評価方法について報告いたします。

2 事業別実施状況

(1) 「シルバーリハビリ体操」

① 野田市シルバープラン第7期計画における具体的な取組

5年間で500人の初級指導士養成を目指し、市報、ホームページや体験教室を通じてシルバーリハビリ体操を普及させていく。また、初級指導士となった市民のフォローアップのために体験教室を活用するほか、地域で活動できるよう必要な支援を行う。

② 目標

5年間で500人の初級指導士を養成する。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
指導士養成数	180人	90人	90人
体験教室開催数	24回	24回	24回

③ 目標の評価方法

ア 指標となっている、指導士の養成数と体験教室の実施回数で事業を評価する。

イ 「介護予防 10 年の計」の中心事業の一つである「シルバーリハビリ体操」について参加者からアンケートをとり、事業の効果を評価する。

④ 実績

	平成 29 年度	平成 30 年度 (10 月末現在)	計
指導士養成数	83 人	54 人	137 人
体験教室数	17 回	18 回	35 回

※ 平成 31 年 2 月より市開催の体験教室（月 2 回）で体験教室参加者アンケートを実施予定

⑤ 自己評価結果

	評 価
指導士養成数	【未達】 目標値 180 人は、6 回の講習会に 30 人定員が集まった場合の人数。3 回終了時点で 54 人となっており目標値には達しない。
体験教室数	【達成見込】 目標値 24 回に対し 7 か月で 18 回人。今後も毎月 2 回開催する予定なので 30 年度は 28 回開催できる
アンケート	実施後に改めて評価することとする

⑥ 課題と対応策

初級指導士養成のための講習会への参加者が定員まで集まらない。

市報、ホームページ及びイベントへの参加による P R を継続していくとともに、えんがわや介護予防サポート企業などを活用して普及を行う。

(2) 「のだまめ学校」

① 野田市シルバープラン第 7 期計画における具体的な取組

市報、ホームページの活用やイベントへの出展などを行うことで、のだまめ学校の普及啓発を行う。

② 目標

市報、ホームページの活用や出前講座を開催し普及啓発を図る。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
本講座参加者	5,760 人	5,760 人	5,760 人
出前講座参加者	1,920 人	1,920 人	1,920 人

③ 目標の評価方法

ア 指標となっている、本講座や出前講座の参加者の数で事業を評価する。

イ 「のだまめ学校」について参加者からアンケートをとり、事業の効果を評価する。

④ 実績

	平成 29 年度	平成 30 年度 (10 月末現在)	計
本講座参加者	1,772 人	4,361 人	6,133 人
出前講座参加者	247 人	781 人	1,028 回

※ 平成 31 年 2 月より本講座（1 月間）で本講座参加者アンケートを実施予定

⑤ 自己評価結果

	評 価
本講座参加者数	【達成見込】 目標値 5,760 人に対して、7 か月経過で 4,361 人の参加があり、目標値まで残り 1,399 人。今後 5 か月間も同様に開催できる。
出前講座参加者数	【未達】 目標値 1,920 人に対して、7 か月経過で 781 人の参加。 2 倍の参加者が来ても目標値には達しない。
アンケート	実施後に改めて評価することとする

⑥ 課題と対応策

主に保健センターで開講される本講座の参加者は目標値を上回る速度で推移しているが、出前講座は目標値を下回っており、各地域に広がっていない。

市報、ホームページ及びイベントへの参加による P R を継続していくとともに、えんがわや介護予防サポート企業などを活用して各地域への普及を行う。

指定介護予防支援業務の委託について

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号の規定に基づき、指定介護予防支援業務の委託について、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会の議を経るものです。

【委託を行う指定介護予防支援業務の事業所】

事業者名	事業所名	所在地
SOMPO ケア株式会社	SOMPO ケア野田川間居宅介護支援	野田市
株式会社 シルバーウッド	ケアプラン銀木犀＜柏＞	柏市

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止について

野田市指定の地域密着型サービス事業者より、指定廃止の届出がありましたので、野田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則第3条の規定に基づき、以下のとおり地域密着型サービス事業所の指定廃止をしましたので、報告するものです。

指定廃止届出事業者

1 事業所の名称	デイサービスゆうゆう
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	野田市山崎貝塚町 20 番地 4
4 運営事業者	有限会社双樹
5 代表者氏名	横田 一彦
6 廃止年月日	平成 30 年 7 月 31 日
7 廃止理由	事業譲渡（運営法人の変更）